

申請者の方へ この書類を施設へ提出する場合は、必ず封入・封緘し、封筒に氏名を記入して提出してください。

【松原市記載欄】			
1号	新1号	2・3号	新2・3号

子どものための教育・保育給付認定申請書(法第19条第1項第1号・第2号・第3号)  
 兼子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第1号・第2号・第3号)

松原市長 殿

年 月 日

保 護 者	現住所	〒580- 松原市		
	氏名			
	電 話	自 宅	—	—
		携 帯(父)	—	—
携 帯(母)		—	—	
令和5年1月1日時点の住民登録地		<input type="checkbox"/> 松原市	<input type="checkbox"/> 松原市以外	

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費・施設等利用費に係る給付認定を申請します。

申請の対象となる 児童	氏名(ふりがな)	生年月日	性別
	(ふりがな)	年 月 日	男 ・ 女
マイナンバー(個人番号12ケタ)			
【利用を希望する施設区分】 ※希望する区分を○で囲む	希望園名	記入・提出対象	
保育所	(認可保育所)希望する園の記入は不要です。	表・裏面①②④を記入し、裏面⑤を提出してください。	
	(希望する認可外保育所の名称) 保育所	表・裏面①～④を記入し、裏面⑤⑥を提出してください。 ※⑥は提出不要の方もいらっしゃいますので、詳しくは裏面を参照ください。	
幼稚園	(希望する幼稚園の名称) 幼稚園	表面①②を記入してください。	
	(希望する認定こども園の名称) 認定こども園	(保育所部分希望の方) 表・裏面①②④を記入し、裏面⑤を提出してください。	
認定こども園	・保育所部分と幼稚園部分を併願する方チェック <input type="checkbox"/> 併願あり ・併願ありの方は第一希望にチェック( <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園)	(幼稚園部分希望の方) 表面①②を記入してください。	
	預かり保育等の無償化を希望する方は「預かり保育等」を○で囲み、希望する園を全て記入してください ※対象となるには、保育の必要性があると認定される必要があります。(裏面⑤参照)		
預かり保育等	【対象者】 ・一時預かり事業等利用する方 ・幼稚園・認定こども園(幼稚園部 分)の預かり保育を利用する方 (預かり保育等の利用希望園の名称・施設の名称)	【在園している園の名称】 ※新入園児の方は記入不要です	表・裏面①～④を記入し、裏面⑤を提出してください。
	利用を希望する期間 年 月 日から ( 就学前 ・ 年 月 日)まで		

①世帯の状況 ※対象児童の両親及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

氏名(ふりがな)	対象児童との続柄	生年月日	性別	職業(会社名)又は学校名・学年等 マイナンバー(個人番号12ケタ) ※マイナンバーは父母及び生計の中心者のみ記入
(ふりがな)		年 月 日	男・女	
(ふりがな)		年 月 日	男・女	
(ふりがな)		年 月 日	男・女	
(ふりがな)		年 月 日	男・女	
(ふりがな)		年 月 日	男・女	
ひとり親世帯	該当なし ・ 該当あり	在宅障害者(児)の いる世帯	該当なし ・ 該当あり	生活保護適用 なし ・ あり

※ひとり親世帯「該当あり」の方は戸籍謄本も提出してください。

②税情報等の提供に当たっての署名欄 ※市に情報がない場合には、課税証明書等の提出が必要です。

\* 松原市が施設型給付費・地域型保育給付費・施設等利用費等の給付認定に必要な市町村民税の情報(保護者及び同一世帯者)及び世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。また、同一世帯者の市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧することについて、同一世帯者の承諾を得ています。

\* 保育料及び給食費について納期限後に未納となっている場合には、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、松原市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。)の額から当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、当該未納分が完納するまでは本申出に基づき、児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

署名欄

(※保護者名を連名(ひとり親世帯の方は1名で可)で署名してください。)

(※裏面も必ずご確認ください)

③預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等を利用する方(予定含む)

ふりがな 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
.....	預かり保育・認可外 一時預かり・病児保育 子育て活動支援	〒 - TEL: - -	年 月 日
.....	預かり保育・認可外 一時預かり・病児保育 子育て活動支援	〒 - TEL: - -	年 月 日
.....	預かり保育・認可外 一時預かり・病児保育 子育て活動支援	〒 - TEL: - -	年 月 日

(注1)預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、a:平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または、b:年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。

④保育の利用を必要とする理由

対象児童 との続柄	保育の利用を必要とする理由
父・母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
父・母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他( )
具体的な理由を記入してください。	
利用を希望する時間	月・火・水・木・金・土      時 分から      時 分まで

認 定 に 必 要 な 添 付 書 類 一 覧

⑤ 保育の必要な事由の証明書 ※保護者の方はいずれも必ず必要です。18歳以上65歳未満の同居の方の分も提出してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労(外勤)	就労証明書(外勤用) ※月96時間以上(日・祝除く)勤務していることが条件です。証明書は事業主の証明が必要です。
就労(自営)	就労証明書(自営用) ※月96時間以上(日・祝除く)勤務していることが条件です。証明書は自営主の証明が必要です。
就労(内職)	就労証明書、作業日報と仕切り伝票もしくは納品書 ※月96時間以上(日・祝除く)勤務していることが条件です。証明書は発注元の証明が必要です。
妊娠・出産	母子手帳の写し(氏名欄と出産予定日の記入部分) ※産前6週の月初めから産後8週の月末まで最大4カ月間です。
疾病・障害	診断証明書(身体障害者手帳等(注1)を有する場合はその手帳等の写しで可) ※医師の診断が必要です。
介護・看護	医師の診断書又は身体障害者手帳等(注1)と介護申立書 ※月96時間以上(日・祝除く)看護・介護していることが条件です。
就学	在学証明書(学生証でも可)とカリキュラム(時間割)の写し ※月96時間以上(日・祝除く)就学していることが条件です。
その他	児童を保育できない証明書(求職活動状況表等)
【提出例】	
父:就労 母:妊娠・出産	父:就労証明書 母:母子手帳の写し(氏名欄と出産予定日の記入部分)

(注2)身体障害者手帳等とは、身体障害者1~4級・精神障害者保健福祉手帳1~3級・療育手帳A~B2の所持又は、介護保険における要介護度1~5の認定を受けていることをさします。

⑥ 認可外保育施設の利用を希望される方

対象者	必要書類
認可保育施設の申込を行わず、認可外保育施設を申込する方	保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

⑦ 市民税の税額を確認できる書類 ※対象の方のみ提出してください

書類の提出が必要な方	必要書類
令和5年1月1日時点で 松原市に住民登録をしていた方	原則書類の提出は不要。 ※令和5年度市町村民税が未確定な方は至急申告を済ませてください。
令和5年1月2日以降に松原市に転入された方 で利用希望月が令和6年4月~8月の方	「令和5年度市町村民税・都道府県民税(非課税)証明書」 (令和5年1月1日現在の居住地の市町村が発行するもの)
令和6年1月2日以降に松原市に転入された方 で利用希望月が令和6年9月~翌年3月の方	「令和6年度市町村民税・都道府県民税(非課税)証明書」 (令和6年1月1日現在の居住地の市町村が発行するもの)

## ◎ 記 入 上 の 注 意

この給付認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、松原市(施設や事業者を経由して提出する場合は、入園を申し込んだ施設や事業者)に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の申請書を用いてください。

- 1 「申請の対象となる児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
- 2 「利用を希望する期間」のうち、利用の終了を希望する日については、小学校に就学するまで利用を希望する場合は「就学前」を○で囲み、それ以前の日まで利用を希望する場合は、その日を記入してください。
- 3 ①「世帯の状況」の欄は、申請対象児童本人以外の申請対象児童の両親及び同じ住所に住んでいる親族等の全員について記入するとともに、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。また、世帯員の中で申請対象児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費・施設等利用費の給付認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「認定者番号」を「職業又は学校名等」に記入してください。なお、利用料の決定のために必要な書類をあわせて添付してください。
- 4 保育の必要性が認められるのは、次に掲げる事由に該当するときです。(子ども・子育て支援法施行規則第1条)
  - (1) 1月において、月を単位に松原市が定める時間以上労働することを常態とすること。
  - (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
  - (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
  - (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
  - (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
  - (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
  - (7) 次のいずれかに該当すること。
    - イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
    - ロ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
  - (8) 次のいずれかに該当すること。
    - イ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
    - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。(イに該当する場合を除く。)
  - (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設又は地域型保育事業を引き続き利用することが必要であると認められること。
  - (10) (1)から(9)に掲げるもののほか、(1)から(9)に類するものとして松原市が認める事由に該当すること。
- 5 ④「保育の利用を必要とする理由」の「対象児童との続柄」の欄は、基本的には、申請対象児童の保護者である「父」及び「母」を記入し、保護者ごとに、「保育の利用を必要とする理由」について、4で示す(1)から(10)に掲げる事由から判断して、該当するすべての□にチェック(☑)し、具体的な理由を記入してください。

## ◎ 施設等利用給付認定の申請にあたって同意していただく事項

- 1 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 2 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 4 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 6 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

